

## 【断熱窓】

よくある不備及び注意点をまとめましたので、以下をご確認ください。

### 1. (補助要件の用語) 主たる居室

〈不備例〉：ろうか等、本補助制度における主たる居室に該当しない部屋に設置されている窓の改修について、概要書に記載。

〈説明〉：本補助制度の要綱で定める「居室」には、以下のものは含めませんので、申請(概要)書には記載しないでください。

居室に非該当：ろうか、玄関、納戸等

居室に該当：居間、寝室、子ども部屋、食事室、台所、書斎等

(※居室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間であることを前提としています。)

### 2. (補助要件の一つ) 外気に接する全ての窓に設置すること

〈不備例〉：元々LDK 3か所に窓が設置されていたが、改修工事の予算上の問題で2か所しか断熱窓改修工事を行っていない(改修工事していない窓について、以下の例外にも該当しない)。改修工事を行った2か所の窓について申請。

〈説明〉：主たる居室(日常生活上在室時間が長い居室等をいう。)の外気に接する部分のうち、原則として全てに設置することを要件の一つとしているので、上記のように改修していない箇所があると、改修工事を行い概要書に記載した2か所の窓について補助交付をうけることができません。

〈例外〉：次に掲げる窓は、設置が必須ではありません。

- ・別表第5に定める面積に満たない窓  
(具体的には…「内窓設置、外窓交換の場合 0.2 m<sup>2</sup>未満の窓、ガラス交換の場合、0.1 m<sup>2</sup>未満の窓」を指します。)
- ・天窓、換気小窓、換気を目的としたジャロジー窓等
- ・テラスドア、勝手口ドアのガラスや窓
- ・熱貫流率が 2.33W/平方メートル・K 以下の断熱窓(既に設置してある場合)

### 3. 写真（提出書類）

〈注意点〉

- ・必ず台紙に張り付けてください。
- ・写真の横に申請書及び平面図と同じ番号を記載してください。
- ・障害物をよけて撮影してください。
- ・設置前・後は同じアングルで、室内側から窓全体が写るように撮影してください。
- ・（内窓設置の場合）設置後の写真は半分窓を開けた状態で撮影してください。